

久留米市こども子育てサポートセンター

「ヤングケアラー」のこと いっしょに考えます

市役所に相談・支援窓口を開設しました



あなたの周りに
「ヤングケアラーかも」と
思われる子はいませんか？

その子は、自分がやりたいことを、
制限されていませんか？

その子のための支援を、
こども子育てサポートセンターが
一緒に考えます。

ヤングケアラー相談・支援窓口

久留米市役所本庁舎 16 階（城南町 15 番地 3）

久留米市子ども未来部 こども子育てサポートセンター内

月から金曜の 8 時 30 分～17 時 15 分 木曜は 19 時まで（祝祭日、年末年始を除く）

電話 **0942-30-9302**

メール kokosapo@city.kurume.lg.jp



ヤングケアラー（18 歳未満の子ども）自身が相談できる

フリーダイヤル「結（ゆい）らいん」もあります。

電話 **0120-870-552**

メール youiline@city.kurume.lg.jp



ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、障害や病気のある家族、
幼いきょうだいなどケアを必要とする対象がいるため
「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを
日常的に行っている子ども」のことです。



ヤングケアラー の例

参考：一般社団法人
日本ケアラー連盟HP

- 障害や病気の家族に代わり、料理や掃除などの家事をしている
- 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- 障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- 日本語が第一言語でない家族への通訳をしている
- 聴覚・視覚に障害のある家族のために、意思疎通の支援をしている
- 家計を支えるために働き、障害や病気のある家族を助けている
- アルコール・薬物・ギャンブルなど、問題のある家族に対応している
- がん・難病・精神疾患など病気の家族を看病している
- 障害や病気のある家族の身の回りの世話や入浴・排泄の介助をしている



ヤングケアラー相談・支援窓口

こども子育てサポートセンターは、ヤングケアラー支援のため、次のことを行います。

相談対応	当事者、その家族や関係機関等からの相談に対応します。まずはケアの状況をお聞きします。
子ども本人のケア	当事者との面談を通して、状況を改善する方法と一緒に考えたり、心理的なサポートをしたりします。
関係者への助言	当事者や世帯に関わる機関・団体・事業者・地域などの関係者に対しての助言をします。
サービス導入へのつなぎ	世帯へ介入する同意が得られた場合は、家庭状況を整理し、必要なサービス導入へのつなぎをします。
連携や役割分担の調整	関係者会議を開催するなど、当事者や世帯に必要な関係者同士の連携を促し、役割分担を調整します。

久留米市こども子育てサポートセンター

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3 久留米市子ども未来部(久留米市役所 16 階)

電話 0942-30-9302 FAX 0942-30-9718

✉ kokosapo@city.kurume.lg.jp